

佐賀県規則第50号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>コンタクトセンター 電話、インターネット等を通じて、相談、案内、調査、受発注等のサービスに関する業務を集約的に行う施設をいう。</u></p> <p>(3) <u>バックオフィス 企業の総務、人事、経理その他の管理業務又は書類の收受及び発送、データ入力その他の事務業務を集約的に行う施設</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>ビジネス支援サービス業 インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業及び研究開発支援検査分析業をいう。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(対象事業)</p> <p>第3条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、<u>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、ビジネス支援サービス業並びにコンタクトセンター及びバックオフィスを運営する事業とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>バックオフィス 企業の総務、人事、経理その他の管理業務、書類の收受及び発送、データ入力その他の事務業務又は電話、インターネット等を通じた相談、案内、調査、受発注等のサービスに関する業務を集約的に行う施設をいう。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>ビジネス支援サービス業 インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、バックオフィスを運営する事業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業及び研究開発支援検査分析業をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(対象事業)</p> <p>第3条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(対象施設)</p> <p>第4条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>コンタクトセンターを運営する事業</u> <u>コンタクトセンターの用に供する施設</u></p> <p>(5) <u>バックオフィスを運営する事業</u> <u>バックオフィスの用に供する施設</u></p> <p>(特例対象者)</p> <p>第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、<u>県の立会いの下に締結されたものに限る。</u>）を締結し、その後2年（2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、かつ、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。</u>この場合において、当該者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者であるときは、同条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けていなければならない。</p>	<p>(1) <u>条例第2条第3号に規定する特例措置の対象となる場合</u> <u>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及びビジネス支援サービス業</u></p> <p>(2) <u>条例第8条に規定する企業立地補助金の交付の対象となる場合</u> <u>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業その他知事が特に認める事業</u></p> <p>(対象施設)</p> <p>第4条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(特例対象者)</p> <p>第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、<u>県が立ち会い、署名したうえで締結されたものに限る。</u>）を締結し、その後2年（2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、かつ、<u>次の表の左欄に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。</u>この場合において、当該者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者であるときは、同条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けていな</p>

改正前	改正後				
<p>(1) <u>製造業 対象施設に係る投資額が2億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が10人以上であること。</u></p> <p>(2) <u>道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 対象施設に係る投資額が3億円以上（保税蔵置場を新設する企業及び外資系企業（企業の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合が3分の1を超える企業をいう。）にあつては、1億円以上）であり、かつ、新規地元雇用者が10人以上であること。</u></p> <p>(3) <u>ビジネス支援サービス業 新規地元雇用者が5人（インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業にあつては、3人）以上であること。</u></p> <p>(4) <u>コンタクトセンターを運営する事業 新規地元雇用者が20人以上であること。</u></p> <p>(5) <u>バックオフィスを運営する事業 新規地元雇用者が10人以上であること。</u></p>	<p>なければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1160 978 2033 1383"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 978 1482 1023">対象事業</th> <th data-bbox="1482 978 2033 1023">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1023 1482 1383">製造業</td> <td data-bbox="1482 1023 2033 1383">1 <u>新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合（県内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合に限る。） 対象施設に係る投資額が2億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	要件	製造業	1 <u>新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合（県内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合に限る。） 対象施設に係る投資額が2億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</u>
対象事業	要件				
製造業	1 <u>新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合（県内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合に限る。） 対象施設に係る投資額が2億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</u>				

改正前	改正後	
(新規地元雇用者)		<p>2 <u>上記以外の場合（県内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに対象施設を設置する場合に限る。）対象施設に係る投資額が5億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</u></p>
	<p><u>道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業</u></p>	<p>1 <u>新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合（県内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合に限る。）対象施設に係る投資額が10億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</u></p> <p>2 <u>上記以外の場合（県内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに対象施設を設置する場合に限る。）対象施設に係る投資額が20億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</u></p>
	<p><u>ビジネス支援サービス業</u></p>	<p><u>新規地元雇用者が3人以上（バックオフィスを運営する事業にあつては、10人以上）であること。</u></p>

改正前	改正後
<p>第6条 条例第2条第5号の規則で定める者は、対象施設に係る労働者として次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>で、県内に住所を有するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき派遣元事業主から新たに派遣される常用労働者（県内の他の事務所又は事業所に派遣されていた者を除く。）をいう。）</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>第6条 条例第2条第5号の規則で定める者は、対象施設に係る労働者として次の各号のいずれかに該当する<u>雇用期間の定めのない労働者</u>で、県内に住所を有するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。